

資 料 編

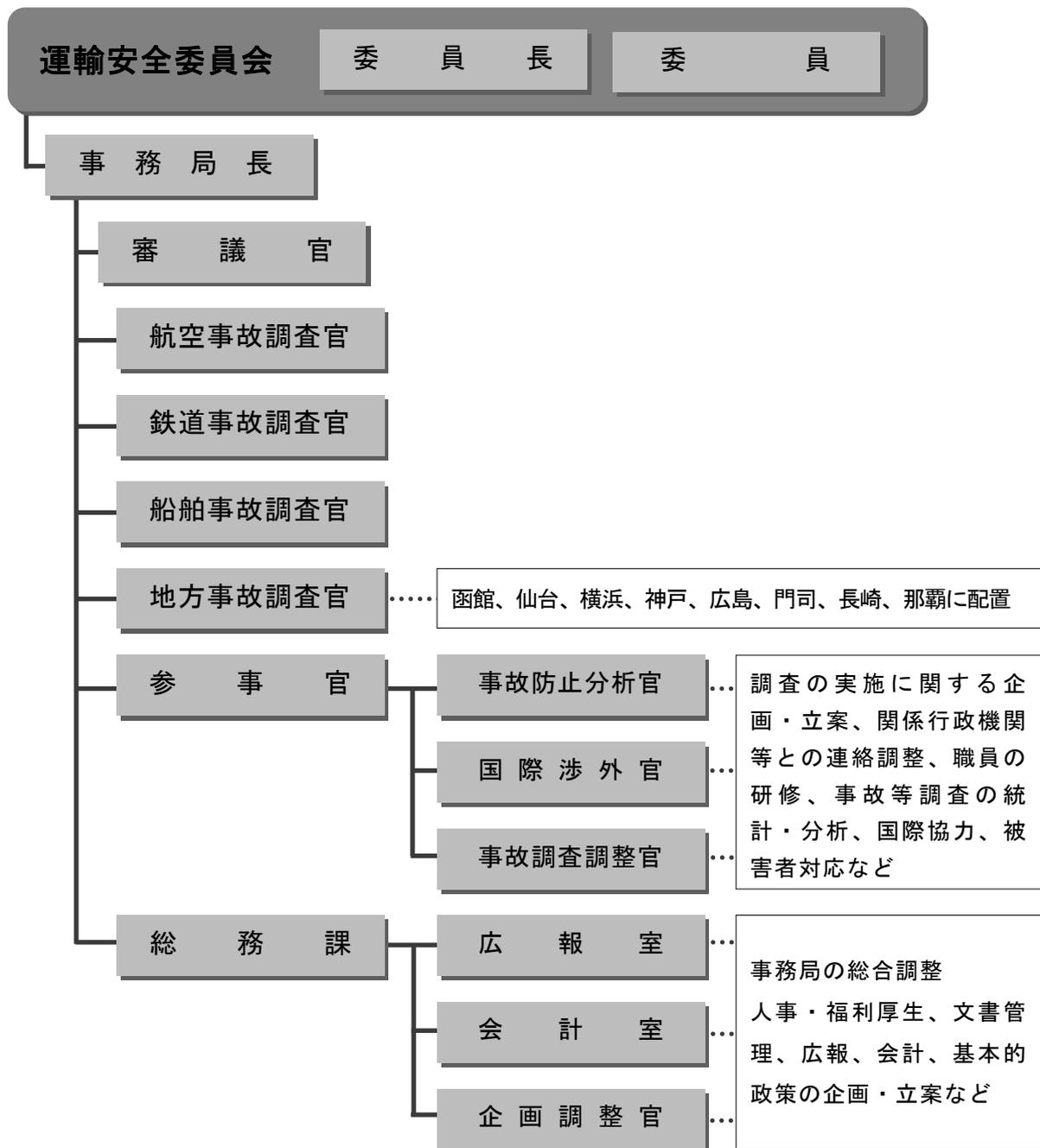
資料編目次

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 1 | 組織の概要 | 1 |
| 2 | 委員会及び各部会の審議事項 | 2 |
| 3 | 委員紹介 | 3 |
| 4 | 運輸安全委員会の業務改善について | 6 |
| 5 | 航空機の種別発生件数の推移（航空事故） | 29 |
| 6 | 航空機の種別発生件数の推移（航空重大インシデント） | 30 |
| 7 | 調査対象の事故等種別発生件数の推移（鉄道事故） | 31 |
| 8 | 調査対象の事故等種別発生件数の推移（鉄道重大インシデント） | 31 |
| 9 | 水域別発生件数（船舶事故等） | 32 |
| 10 | 事故等種別発生件数（船舶事故等） | 32 |
| 11 | 船舶の種別発生隻数（船舶事故等） | 33 |
| 12 | トン数別発生隻数（船舶事故等） | 33 |
| 13 | 平成 24 年 事故等種類・船舶の種別発生隻数（船舶事故等） | 34 |

1 組織の概要

運輸安全委員会の組織は、委員長及び 12 名の委員と、176 名（定員）の事務局職員から成り立っています（平成 24 年度末現在）。事務局には、事故等調査を行う航空、鉄道及び船舶事故調査官、事務局の総合調整等を行う総務課、事故等調査の支援、各種分析、国際的な連携などを専門に行う参事官が置かれています。また、船舶事故等（重大なものを除く。）の調査及び航空・鉄道事故等の初動調査の支援を行うため、地方事故調査官のほか調査を支援する専門の職員を全国 8 か所（函館、仙台、横浜、神戸、広島、門司、長崎、那覇）に配置しています。

組 織 図



2 委員会及び各部会の審議事項

事故調査官による調査報告書案の作成後、委員会又は部会において審議が行われます。通常は、各モード別に置かれた部会（航空部会、鉄道部会、海事部会、海事専門部会）で審議し、総合部会では特に重大な事故に関する事項を、委員会では非常に重大な事故に関する事項を審議します。

委員会（部会）は、委員長（部会長）が招集し、委員長（部会長）をはじめ、各専門分野の委員が参加し、その議事は出席者の過半数でこれを決めます。なお、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き議決することができません。

また、委員会（部会）には、事務局からも事務局長、審議官、参事官、首席事故調査官、担当事故調査官などが陪席しています。

委員会及び各部会の審議事項

| 部会等 | 審議する事項 |
|--------|---|
| 委員会 | ・被害の発生状況、社会的影響その他の事情を考慮し非常に重大な事故と委員会が認める事項 |
| 総合部会 | ・特に重大な事故に関する事項 ① 10人以上の死亡者又は行方不明者が発生したもの ② 20人以上の死亡者、行方不明者又は重傷者が発生したもの （①②とも、航空、船舶については旅客運送事業に限る） ・その他委員会が認める事項 |
| 航空部会 | ・航空事故及び航空重大インシデントに関する事項 （総合部会が処理するものを除く） |
| 鉄道部会 | ・鉄道事故及び鉄道重大インシデントに関する事項 （総合部会が処理するものを除く） |
| 海事部会 | ・船舶事故及び船舶インシデントであって委員会が重大と認めるものに関する事項 （総合部会及び海事専門部会が処理するものを除く） |
| 海事専門部会 | ・船舶事故及び船舶インシデントに関する事項 （総合部会及び海事部会が処理するものを除く） |

3 委員紹介

平成 25 年 4 月 1 日現在

後藤 昇弘（ごとう のりひろ） 委員長（常勤）、航空部会長

平成 19 年 2 月に航空・鉄道事故調査委員会委員長に任命され、現在 3 期目を務めています。

この間に、JR 北海道石勝線における列車脱線火災事故、天竜川における旅客船第十一天竜丸転覆事故、成田国際空港におけるフェデラルエクスプレス所属 MD-11 型機着陸時大破炎上事故など数々の事故調査報告書等の公表を行ってきました。

また、平成 23 年 8 月 24 日から委員長の定例記者会見を毎月実施することとし、事故等調査の進捗状況報告、業務の改善状況など幅広い情報提供を行っています。

委員長に就任するまで、約 35 年間にわたり九州大学の航空宇宙工学教室において教育・研究に携わるとともに、文部科学省宇宙開発委員や宇宙航空研究開発機構の超音速実験機事故原因究明委員等を務め、航空・宇宙に関するプロジェクトや事故原因の調査にも参画しておりました。

略 歴：東京大学大学院工学系研究科博士課程 工学博士
（機械工学<機械力学・制御>、総合工学<航空宇宙工学>）
元九州大学大学院工学研究院航空宇宙工学部門 教授

石川 敏行（いしかわ としゆき） 委員（常勤）

平成 22 年 3 月 15 日に委員に任命され、現在 2 期目を務めており、行政法などの法制を専門分野として航空部会・鉄道部会・海事部会を担当しております。

略 歴：中央大学大学院法学研究科修士課程 法学博士
元中央大学法科大学院 教授

遠藤 信介（えんどう しんすけ） 委員（常勤）、航空部会長代理

平成 19 年 2 月 22 日に委員に任命され、現在 3 期目を務めており、航空安全、航空機の運航と整備を専門分野として航空部会を担当しております。

略 歴：東京大学大学院工学系専修科修士課程
元財団法人航空輸送技術研究センター 顧問

田村 貞雄（たむら さだお） 委員（常勤）

平成 22 年 12 月 6 日に委員に任命され、航空機操縦を専門分野として航空部会を担当しております。

略 歴：元全日本空輸株式会社運航本部 運航サポート室長

松本 陽（まつもと あきら） 委員（常勤）、鉄道部会長

平成 19 年 10 月 1 日に委員に任命され、現在 2 期目を務めており、鉄道工学、安全工学を専門分野として鉄道部会を担当しております。

略 歴：横浜国立大学工学部機械工学科卒

元独立行政法人交通安全環境研究所 主幹研究員（交通システム研究領域長）

小豆澤 照男（あずきざわ てるお） 委員（常勤）、鉄道部会長代理

平成 22 年 12 月 6 日に委員に任命され、電気工学、電磁気学を専門分野として鉄道部会を担当しております。

略 歴：早稲田大学大学院理工学研究科電気工学専攻修士課程 工学博士

元東京都市大学工学部電気電子工学科 特任教授

横山 鐵男（よこやま てつお） 委員（常勤）、委員長代理、海事部会長

平成 20 年 10 月 1 日に委員に任命され、現在 2 期目を務めており、船舶操船を専門分野として海事部会及び海事専門部会を担当しております。

略 歴：海上保安大学校本科卒

元高等海難審判庁 長官

庄司 邦昭（しょうじ くにあき） 委員（常勤）、海事部会長代理

平成 23 年 10 月 1 日に委員に任命され、船舶工学、造船工学を専門分野として海事部会及び海事専門部会を担当しております。

略 歴：東京大学大学院工学系研究科船舶工学専門課程博士課程 工学博士

元東京海洋大学海洋工学部 教授

首藤 由紀（しゅとう ゆき） 委員（非常勤）

平成 19 年 2 月 22 日に委員に任命され、現在 3 期目を務めており、人間工学（ヒューマンファクターズ）、災害心理学を専門分野として航空部会を担当しております。

略 歴：早稲田大学大学院人間科学研究科修士課程

株式会社社会安全研究所 代表取締役所長（現職）

田中 敬司（たなか けいじ） 委員（非常勤）

平成 25 年 2 月 27 日に委員に任命され、飛行シミュレーション、飛行力学を専門分野として航空部会を担当しております。

略 歴：東京大学工学部航空学科卒 工学博士

元東京都立産業技術高等専門学校ものづくり工学科航空宇宙工学コース 教授

富井 規雄（とみい のりお） 委員（非常勤）

平成 19 年 10 月 1 日に委員に任命され、現在 2 期目を務めており、鉄道の運転計画、運行管理を専門分野として鉄道部会を担当しております。

略 歴：京都大学大学院工学研究科情報工学修士課程 博士（情報学）
千葉工業大学情報科学部情報工学科 教授（現職）

岡村 美好（おかむら みよし） 委員（非常勤）

平成 22 年 12 月 6 日に委員に任命され、構造工学、地震工学、維持管理工学（鋼構造工学）を専門分野として鉄道部会を担当しております。

略 歴：山梨大学大学院工学研究科修士課程 工学博士
山梨大学大学院医学工学総合研究部 准教授（現職）

根本 美奈（ねもと みな） 委員（非常勤）

平成 20 年 10 月 1 日に委員に任命され、現在 2 期目を務めており、人間工学（ヒューマンファクターズ）を専門分野として海事部会及び海事専門部会を担当しております。

略 歴：慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科後期博士課程 博士（学術）
株式会社日本海洋科学海事事業グループ 主任研究員（現職）

運輸安全委員会の委員長及び委員は、国会（衆議院・参議院）の本会議での同意を経て、国土交通大臣から任命されています。

4 運輸安全委員会の業務改善について

運輸安全委員会は、平成20年10月に航空・鉄道事故調査委員会（以下「事故調」という。）と海難の調査機能を有していた海難審判庁とを再編し、航空、鉄道及び船舶の事故並びに事故の兆候の原因を科学的に究明し、公正・中立の立場から事故等の防止と被害の軽減に寄与するため、国家行政組織法第3条に基づく独立性の高い専門の調査機関として発足しました。

ところが、平成21年9月、事故調の行った福知山線列車脱線事故調査の過程において、当時の委員が、調査状況等の情報漏洩を行っていたことが明らかになり、国民の皆様の間での信頼を失いました。運輸安全委員会は、この事件の検証を経て、明らかになった問題点について改善し、更に社会的信頼性を高めるとともに、真に必要とされる事故調査を実現できる機関となるよう改革を進めていくため、平成24年3月、運輸安全委員会のミッション・行動指針及び業務改善アクションプランを決定しました。

1 業務改善の検討経過

- (1) 福知山線列車脱線事故調査に係る元委員の情報漏洩等の問題について、平成19年6月に公表しました「福知山線列車脱線事故調査報告書（以下「最終報告書」という。）へ与えた影響を含め、最終報告書の信頼性を検証するために、平成21年11月より、ご遺族・被害者、有識者等の方々に「福知山線列車脱線事故調査報告書に関わる検証メンバー」（以下「検証メンバー」という。）としてご参画いただき、約1年半にわたって検証作業を行っていただきました。

検証作業の結果、最終報告書への影響は無かったことが確認されるとともに、検証によって明らかになった運輸安全委員会の問題点・課題が抽出され、「運輸安全委員会の今後のあり方についての提言」（以下「提言」という。）を検証メンバーより頂きました。この提言では、事故調査の透明性の確保、被害者への情報提供の充実など、さまざまな分野に関してご指導を頂くとともに、今後とも必要な見直しを積極的に進めるため、外部の有識者を入れた会合を設けて運輸安全委員会の業務改善に取り組むべきであるとされています。

運輸安全委員会の今後のあり方についての提言（抜粋）

10. 委員会の業務改善体制について

運輸安全委員会では、今回の不祥事問題の発生を教訓に、現在、必要な業務の見直しを進めているが、運輸安全委員会が優れた能力を発揮し、社会的な信頼性を高め、真に必要とされる事故調査を実現していくためには、今後とも必要な見直しを積極的に進めるべきである。このため、外部の有識者を入れて組織と業務の改善を具体化する会合を設けて、本提言その他必要な事項の改革に取り組むべきである。

- (2) 平成23年7月に運輸安全委員会業務改善有識者会議（以下「有識者会議」という。）を立ち上げました。有識者会議のメンバー及び会議開催経過は次のとおりです。

有識者会議のメンバー <敬称略・順不同>

| | | |
|---------------|------------------|--------------|
| 安部 誠治（関西大学教授） | 佐藤 健宗（弁護士） | 芳賀 繁（立教大学教授） |
| 柳田 邦男（作家） | 大和 裕幸（東京大学大学院教授） | |

○ 第1回

日時：平成23年7月27日（水）14：00～16：00

場所：運輸安全委員会委員会室

議題：①これまでの取組み ②運輸安全委員会の業務改善検討テーマ
 ③事故等調査報告書の紹介 ④その他

○ 第2回

日時：平成24年3月19日（月）15：00～17：00

場所：運輸安全委員会委員会室

議題：①運輸安全委員会業務改善アクションプラン（案）について ②その他

○ 第3回

日時：平成24年8月1日（水）14：00～16：00

場所：運輸安全委員会委員会室

議題：①業務改善アクションプランの実施状況について ②新たな検討課題
 ③有識者からのコメント ④その他

○ 第4回

日時：平成25年3月15日（金）14：00～16：00

場所：運輸安全委員会委員会室

議題：①業務改善アクションプランの実施状況について ②新たな検討課題について
 ③業務改善アクションプランの改訂について

(3) また、平成23年12月には「業務改善有識者懇談会」を開催し、有識者及び運輸安全委員会との幅広い意見交換を行うとともに、平成24年3月には「福知山線列車脱線事故調査報告書に関する検証メンバーとの業務改善懇談会」を開催し、検証メンバーからもご意見を伺いました。

2 ミッション及び行動指針

業務改善の一環として、新たに運輸安全委員会のミッション及びこの内容を具体化するために行動指針を定めました。このミッションと行動指針については、職員一人一人が常日頃から認識して業務を遂行するために、東京の事務所内及び全国8箇所の地方事務所に掲示しています。

(1) 運輸安全委員会のミッション

私たちは、適確な事故調査により事故及びその被害の原因究明を徹底して行い、勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求めることにより、運輸の安全に対する社会の認識を深めつつ事故の防止及び被害の軽減に寄与し、運輸の安全性を向上させ、人々の生命と暮らしを守ります。

(2) 運輸安全委員会の行動指針

1. 適確な事故調査の実施

組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、責任追及から分離された科学的かつ客観的な事故調査を実施し、迅速に報告書を作成します。その際、分かりやすさに心がけ、理解を助ける情報の提供に努めます。

2. 適時適切な情報発信

事故の防止や被害の軽減に寄与するため、国内外に対し勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信をタイムリーかつ積極的に行うとともに、事故調査の透明性確保の観点から情報の開示に努めます。

3. 被害者への配慮

被害者やそのご家族、ご遺族の心情に十分配慮し、事故調査に関する情報を適時適切に提供するとともに、ご意見などに丁寧に対応します。

4. 組織基盤の充実

あらゆる機会をとらえて、調査手法に対する総合的な理解をはじめとした個々の能力の向上に努めるとともに、組織全体が活性化するよう、自由に意見を交換し、問題を共有できる組織づくりに努めます。

3 業務改善アクションプラン

ミッションに掲げられている4つの行動指針の内容に沿った形で、平成24年3月に具体的な行動計画として「業務改善アクションプラン」を策定しました（平成25年3月に、同アクションプランを改訂しました）。

1. 適確な事故調査の実施

(1) 組織問題といった事故の背景にまで深く掘り下げつつ、科学的かつ客観的な事故調査を実施する。

| ①<実務上役立つ事故調査マニュアルの整備> | | |
|---|---|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>現行整備されているマニュアル等（※）は、先達の事故調査官が経験し積み上げてきた「事故調査技術の伝承」などが十分に明文化されていない。また、組織事故やヒューマンファクター分野の調査に係る分析手法の説明やチェックリストが十分ではない。</p> <p>したがって、現行のマニュアル等が、更に実務上役立つものとなるよう検証が必要である。</p> <p>（※）現行整備されているマニュアル等 <航空>事故調査マニュアル（調査の段取りなど）、報告書作成要領、ハンドブック（携行品、取得すべき情報等についてのチェックリストなど） <鉄道>事故調査マニュアル（調査の段取りなど）、報告書作成要領、</p> | <p>国際的に標準化している事故調査マニュアルには、国際民間航空機関（ICAO）及び国際海事機関（IMO）が作成したものがある。これら事故調査マニュアルは、事故調査の目的や手順に関する基本的な考え方などの思想に関する項目と調査に関する技術的な手法の項目とに分けて、体系的に記述されたものとなっている。</p> <p>1. 現行のマニュアル等は、事故調査の考え方に関する部分が含まれておらず、かつ体系化もされていないため、見直しに当たっては国際民間航空機関（ICAO）、国際海事機関（IMO）及び米国国家運輸安全委員会（NTSB）の事故調査マニュアルを参考にして、体系化した事故調査マニュアルを整備する。なお、作成に当たっては、以下のことを考慮する。 （1）誰が調査しても一定水準以上の調査結果となるよう、各調査項目について、可能な限り「事故調査技術の伝</p> | <p>1. 各モード別の事故調査マニュアルは、平成25年3月までに整備（チェックリストを含む。）</p> |

| | | |
|--|---|------------------------------------|
| <p>詳細マニュアル（携行品、取得すべき情報等についてのチェックリストなど） <船舶>報告書の作成マニュアル、口述聴取事項チェックリスト</p> | <p>承」の観点から明文化するとともにチェックリストを作成する。</p> <p>(2) 特に、組織事故やヒューマンファクター分野に関しては、速やかに整備するとともに組織の安全文化の問題にさらに適切にアプローチする方法について、引き続き研究・検討を行う。</p> | <p>(2) 平成 24 年 9 月までに整備</p> |
| <p>②<報告書第 4 章「結論（原因）」の記載方法></p> | | |
| <p>現状及び問題意識</p> | <p>具体的な対応策</p> | <p>実施時期</p> |
| <p>事故調査は責任追及のためではなく、事故等の防止及び被害軽減のためのものである。したがって、事故調査の結果判明した事故等の防止及び被害軽減に繋がる幅広い事象を報告書において漏れなく、かつ、読み手に理解しやすい形で示していくことは、事故調査の目的を達成するために必要不可欠である。</p> <p>報告書第 4 章（結論部分）の記載に関するこれまでの取り組みとしては、従前、同章には「原因」のみを記載していたものを、平成 21 年春から、内容が複雑で大部な報告書については「分析の要約」を併せて記載することとして第 3 章「分析」と第 4 章「原因」との関係性を分かりやすくしたところ。さらに平成 22 年春からは、その運用を厳格に実施するため、当該運用を適用する報告書の客観的基準を設けたところである。</p> <p>第 4 章の記載方法については、</p> <ul style="list-style-type: none"> -事故等原因との因果関係は不明確ではあっても安全を阻害する要因が明らかになった場合は、報告書の結論部分に記載すべき -結論部分においては、背景要因や被害発生・拡大要因など、事故の全容を把握しやすくするために各要因を分類して記載すべき <p>といった意見もある（「JR 西日本福知山線事故調査に関わる不祥事問題の検証と事故調査システムの改革に関する提言」）。</p> <p>事故等の防止及び被害軽減の観点から報告書がより有効に活用されるよう、こうしたご意見や外国事故調査機関の報告書記載状況も踏まえつつ、第 4 章の記載方法について更に検討することが必要である。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故等発生との因果関係がない場合又は不明確な場合であっても、改善すべきリスク要因を含め安全上重要な事項については、第 4 章において「原因」とは別に新たな節（「その他安全上重要な事項」）を設けて、当該節にその内容を記載することとする。 2. 「原因」の記載においては、「…が関与した…」「…が背景にあった…」「…が被害を発生させた…」といったような補足用語を可能な限り記述することとし、当該要因と事故等発生との関係性が明らかとなるよう努める。 ※背景(要因)：事故等発生に関与した要因のうち、特に、安全管理等組織的な事項や規制・基準のあり方等に係る要因 3. 「結論」に至った詳細の分析経過とその再発防止策との関係性をより明確にするため、第 4 章の「分析の要約」の各文章末尾に、関連する第 3 章「分析」及び第 5 章以降の「勧告」・「意見」、「参考事項」（講じられた措置）等の関連項番号等を記載する。 ※第 4 章に「分析の要約」の記載がある報告書に適用する。 | <p>平成 24 年 4 月以降審議入りする案件について適用</p> |

| ③<条約に基づき関係者を調査へ参加させる際の具体的な対応(航空)> | | |
|---|--|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>事故調査を適確に行うためには、運航者、製造者等の関係者から情報提供頂くなど必要な協力を得る必要がある。</p> <p>航空事故が発生した場合、国際民間航空条約第 13 附属書に基づき、関係国には運航者、製造者等の関係者を顧問として指名して他国の実施する調査に参加させる権限等が与えられている。</p> <p>日本が調査実施国となって事故調査を行う場合、現行の国内法制度に基づく調査権限等により、事故調査に必要な情報収集は十分に行われているが、一方、他国が調査実施国となった場合、運輸安全委員会自らが関係者を顧問として指名して調査へ参加させるスキームが十分整理されていない。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 他国が実施する調査に対して、必要に応じて関係者を顧問として指名し調査に参加していくこととする。 2. 関係者を顧問として調査に参加させる際の指名手続きや、その際に顧問候補者に対して周知しておくべき内容（調査情報の取扱い等）等について詳細を整理する。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 引き続き実施 2. 平成 24 年 7 月までに実施 |
| ④<専門的知見を適確に得るための方策> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>事故の多様化・複雑化が進む中で、我が国の叡智を結集した調査を実施するため、必要に応じて外部の専門的知見を調査に取り入れることは、調査を適確に行うために重要である。</p> <p>現在、個別調査において外部の専門的知見を得る必要がある場合、運輸安全委員会設置法第 14 条に基づき、学識経験者を専門委員として任命し調査に参加していただいている。しかし、この専門委員の任命権者は国土交通大臣であり、任命に至るまでに一定の時間を要するのが通常であり、専門的知見の必要性が生じてからそれを活用するまでに迅速性を欠いている状況。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門的知見の個別調査での活用 <ol style="list-style-type: none"> (1) 専門委員制度における任命手続の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め主たる専門事項毎に専門委員候補者を検討しておき、日頃から当該候補者との交流を図るなどして（2 に記述する技術アドバイザーなども活用）、専門委員への任命の必要性が生じた場合に、候補者の選定が迅速に行われ、また、候補者側の協力も即時に得られるよう努める。 (2) 調査委託制度等の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸安全委員会設置法第 19 条で、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、調査又は研究の実施に関する事務の一部を独立行政法人や一般財団法人等又は学識経験を有する者に委託することができる旨規定されている。 ・ また、これまでも専門委員制度や調査委託制度とは別に、学識経験者から個別事故等調査において専門的知見を提供頂くなどの調査協力を得てきたところ。 ・ 事故等調査における必要性に応じて、専門委員制度や調査委託制度、また任意協力という方法を適宜使い分けつつ、専門的知見が適確に得られるよう努める。 2. 事故調査力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知見を有する学識経験者に技術 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 順次実施 2. 平成 24 年度内に実施 |

| | | |
|---|---|--------|
| | アドバイザーとして協力頂き、最新の技術等の情報提供とともに、各分野の専門的観点から運輸安全委員会の活動について助言を頂く機会を設ける。 | |
| ⑤<スケルトン報告の実施> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>船舶モードでは、運輸安全委員会発足当初から、調査官が報告書案の作成に着手する前に、事実調査が終了した段階で報告書の骨子について部会に予め報告するスケルトン報告を実施している。</p> <p>スケルトン報告が実施されないと、報告書案の審議に入った段階で分析事項の追加等が必要となった場合に記述内容の大幅な変更や追加調査により余計な時間を要するおそれがある。</p> <p>全モードでスケルトン報告を部会に対して行い、適確な事故調査を実施するとともに、審議の効率化による期間短縮を図る必要がある。</p> | 1. 簡易な案件を除き、全ての事故等について全モードでスケルトン報告を実施する。 | 1. 実施中 |
| ⑥<能力向上のための研修等の充実> (再掲) | | |
| 4. (1) ①参照 | | |

(2) 事故等の防止や被害の軽減に寄与するために、調査の進め方の改善などにより報告書を迅速に作成する。

| | | |
|--|---|--|
| ①<調査のスケジュール管理方法> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>運輸安全委員会では、事故等の発生から事故等調査報告書の公表までの期間の目標を以下の理由から原則1年以内としている。</p> <p>案件によっては真実追究のために徹底した事故等調査や委員会審議が必要とされる。一方、関係者や関係行政機関に対して再発防止策を求める場合、当該者が改善を実施するまでの期間を考慮すると、当委員会は、調査の質を維持しつつ可能な限り迅速に事故等調査報告書を公表しなければならない。さらに事故等の事実調査中であっても安全のため措置を求める場合や不安全情報が判明した場合などは、事故等調査報告書の公表を待たず、早期に対応することも必要である。</p> <p>また、人的資源を有効に活用するためにはメリハリを付けた事故等調査も考えなければならない。</p> <p>このような状況の中、原因究明</p> | <p>1. 委員に対する初動調査報告、事故調査状況報告、スケルトン報告の充実及び収集した情報の電子化による情報共有を実施したが、さらに部会審議の効率化を推進する。</p> <p>2. 外国人の原因関係者に対する意見聴取又は関係国に対する意見照会で必要となる事故等調査報告書案の英訳期間を短縮するための方策を実施する。</p> <p>3. 社会的関心が高い事故等については、集中的な委員会審議及び担当調査官増員などのメリハリを付けて対応する。</p> <p>4. 調査スケジュール管理をさらに充実させるため、主管調査官が作成する事故等調査計画表の改善を図り実施する。</p> <p>5. 地方事故調査官の調査対象である船舶事故等の処理に当たっては、審議の効率化を図る。</p> | <p>1. 実施中</p> <p>2. 平成 24 年 4 月に実施</p> <p>3. 随時実施</p> <p>4. 平成 24 年 4 月に実施</p> <p>5. 平成 24 年 4 月から試行</p> |

が困難な案件等、長期間を要する場合もあるが、事故調査の各段階（事実調査、原因等の総合的な解析、委員会審議、原因関係者からの意見聴取、関係国への意見照会、公表手続）での効率的、かつ迅速な処理についての問題点などを検証する必要がある。

過去4年の事故調査報告書の
モード別平均処理月数

| 種別 | 公表年 | 公表数 | 平均処理月数 |
|----------|-----|-----|--------|
| 航空事故 | H21 | 16 | 1 2月 |
| | H22 | 15 | 1 4月 |
| | H23 | 12 | 1 9月 |
| | H24 | 15 | 1 5月 |
| 航空インシデント | H21 | 7 | 2 3月 |
| | H22 | 11 | 1 4月 |
| | H23 | 8 | 1 7月 |
| | H24 | 7 | 1 8月 |
| 鉄道事故 | H21 | 14 | 1 0月 |
| | H22 | 8 | 1 1月 |
| | H23 | 8 | 1 5月 |
| | H24 | 13 | 1 3月 |
| 鉄道インシデント | H21 | 4 | 9月 |
| | H22 | 4 | 1 2月 |
| | H23 | 6 | 1 4月 |
| | H24 | 1 | 1 8月 |
| 船舶事故 | H21 | 3 | 1 7月 |
| | H22 | 22 | 1 6月 |
| | H23 | 43 | 1 9月 |
| | H24 | 42 | 2 0月 |
| 船舶インシデント | H21 | - | - |
| | H22 | - | - |
| | H23 | 1 | 1 7月 |
| | H24 | - | - |

(参 考)

米国国家運輸安全委員会 (NTSB)

2009年の各モード別調査目標及び実績

目 標 実 績 (公表数)

航空事故 1 5月 1 3月 (1 0)

鉄道事故 1 5月 1 7月 (6)

船舶事故 1 5月 1 7月 (4)

②<スケルトン報告の実施> (再掲)

1. (1) ⑤参照

③<一部事故等調査における簡易様式の適用について (航空・鉄道)>

| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
|---|---|-----------------------------------|
| <p>事故等の防止や被害の軽減に寄与するためには、適確かつ迅速に徹底した原因究明を行うことが重要である。</p> <p>一方で、限られた体制の中で、このように適確かつ迅速に事故調査を実施するためには、事故等の態様に応じて報告書の様式に一定</p> | <p>1. 航空・鉄道モードについて、原因究明を徹底して行いつつ、超軽量動力機の事故等のうち、調査・分析事項が広範でなく、かつ、事故等の防止又は被害軽減のための教訓を得ることが困難な事案など、事故等の態様に応じて表形式で記載事項をできる限り簡潔化した簡易様式を適用する。</p> | <p>1. 平成 24 年 4 月以降に発生した案件に適用</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>の差をつけ、報告書案作成作業や審議の効率化・重点化を図ることが必要である。</p> <p>現在、航空モードにおいては、簡易様式（通常様式に比して一部の記載項目が省かれたもの）を定め、一部の事故等について当該様式を用いて報告書を作成している。</p> <p>鉄道モードにおいては、特段簡易様式を定めていない。</p> <p>船舶モードにおいては、表形式に変更した「特別様式」を定めて対応している。</p> | | |
|--|--|--|

(3) 責任追及とは独立して事故調査を実施する。

| ①<事故調査の円滑な実施（事故調査と刑事捜査との関係）> | | |
|--|--|----------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>運輸事故が発生した場合には、事故調査が行われるとともに、刑事捜査が行われる。事故調査と刑事捜査とは、いずれもそれぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係ではない。</p> <p>同時に同一の事故について事故調査と刑事捜査が行われる場合、事故現場等における相互の活動の調整を図る必要がある。これまで、警察庁との覚書に基づき、事故現場において適切に調整が行われ、それぞれが支障なく円滑に実施されてきているところ。</p> <p>事故調査は、関係者から事実によく似た口述を得る必要があることから、事故調査と刑事捜査がそれぞれの目的を十分に発揮できるよう、適切な相互関係を目指していくべきである。</p> | <p>事故調査と刑事捜査の固有の目的は異なっているが、両者の究極の目標は、それぞれの活動を通じてより安全な社会を実現していくことであり、必要な場合には両者が適切に協力し合い、一方で、固有の目的を達成するために、相互の活動が独立して行われる必要がある。</p> <p>1. 事故現場において適切に調整が行われ、事故調査と刑事捜査が支障なく円滑に実施されるよう、警察との協力関係をさらに発展させるとともに、鑑定嘱託についての協議を継続する。</p> | <p>1. 協議継続</p> |

(4) 分かりやすく読みやすい報告書の作成に努める。

| ①<冒頭への「要旨」掲載> | | |
|--|--|--------------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>報告書が大部の場合など、一般の読者にとっては、読み解きにくい報告書が存在する。</p> <p>現在の調査報告書では、「第1章 事故調査の経過」として、事故等の概要（事故、損害、死傷の概要）を記載しているところであるが、ICAOの事故調査マニュアル</p> | <p>1. 報告書の冒頭（第1章の前）に、『要旨』を掲載する。</p> <p>2. 内容は、現調査報告書のうち、「事故等の概要」と「原因」及び発出した勧告等の内容について記載する。</p> <p>3. 『要旨』の掲載は、航空の簡易様式及び船舶の特別様式、軽微様式など、もと</p> | <p>1. 平成24年5月公表分から実施</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>では、概要として、「事故飛行の概要、何故起こったかの概要、死傷や損害の概要」を記載すべきとなっており、報告書の冒頭に事故等の概要の他、原因を記載することで、読みやすくなるのではないか。</p> | <p>もと簡素化されているもの以外について、全調査報告書において実施する。</p> | |
| ②<口述の記載方法の見直し> | | |
| <p>現状及び問題意識</p> <p>現状の報告書の口述部分はモード毎に間接語法と直接語法が混在しており、また、直接語法であるかのような引用句（「 」）を用いて書きながら、話されたとおりの文言ではなく、編集し言い換えた文言が書かれている場合がある。これは、一般の読者に誤解を与える恐れがあり、改善すべきではないか。</p> <p>テーマの括りの中で関係する口述を記載する方法と、口述者毎の括りの中で各テーマに該当するものをまとめて記載する方法が混在している。さらに、事故の経過等の章において口述者毎にまとめて記載し、各テーマの項目の中で該当箇所の章において引用する方法では読みにくいものがあるなど、統一されていないため、読みやすさを考慮した形で統一すべきではないか。</p> | <p>具体的な対応策</p> <p>1. 聴取した口述を報告書に記載する場合は、間接語法を用いて項目毎に記載するものとする。</p> | <p>実施時期</p> <p>1. 平成 24 年 4 月以降に発生した事故等から実施</p> |
| ③<分かりやすい事故等名称の記載（航空）> | | |
| <p>現状及び問題意識</p> <p>航空の事故等調査報告書には、航空機の所属及び登録記号が記載されているだけで、事故等の態様が分かる事故等名が記載されていない。</p> <p>一般の読者には所属、登録記号だけではどのような事故、インシデントか分かりづらいため、どのような態様なのか分かるような事故等名称を記載すべきではないか。</p> | <p>具体的な対応策</p> <p>1. 事故等の種別を整理し、事故等名を記載する。</p> | <p>実施時期</p> <p>1. 平成 24 年 5 月公表分から実施</p> |
| ④<本文中への図表・写真等の掲載> | | |
| <p>現状及び問題意識</p> <p>現状においても、必要と思われるものは報告書本文中に図表・写真等を掲載しているところであるが、大半の図表・写真等が報告書巻末にまとめて掲載されており、読みやすさに欠けているものが見受けられる。</p> | <p>具体的な対応策</p> <p>1. 報告書をさらに読みやすくするために、必要に応じて図表・写真等の本文への掲載を推進する。</p> | <p>実施時期</p> <p>1. 平成 24 年 4 月公表分から実施</p> |

| ⑤<表現・用語の工夫> | | |
|--|---|-------------------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>報告書では、専門用語等が多く使われているため、一般の読者にとっては、読みやすさに欠けているものが見受けられる。航空など一部の報告書では、本文中で用いている略語の解説一覧を巻末に添付している。</p> | <p>1. 専門用語等は脚注での補足を充実する。</p> <p>2. 報告書が大部で多数の専門用語等を繰り返し使用する場合は、必要に応じ、巻頭に用語集を添付する。</p> | <p>1. 及び2. 平成24年4月公表分から実施</p> |
| ⑥<フローチャートの掲載> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>複雑な態様の事故等の場合、報告書を読んでも当該事故等の全体が把握しにくいことがある。</p> <p>このため、読者の理解を促進するためには、背景要因を含め様々な要因がどのような因果関係で繋がって事故等の発生に至ったのかを分かりやすく示すフローチャートを作成し、報告書に添付することが重要である。</p> | <p>1. 事故等の態様が複雑な場合は、フローチャートを作成し、報告書に添付する。</p> | <p>1. 実施中</p> |
| ⑦<報告書における再発防止策の明記> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>報告書における「再発防止策」の記載箇所は、従来、部会や報告書によって「分析」「所見」「参考事項」の何れかに記載されてきており、「再発防止策」の位置付けが分かりにくい状態にあった。</p> <p>このため、報告書の構成を『事実情報 → 分析 → 結論（原因） → 再発防止策』という、分かりやすい論理展開に整える必要がある。</p> | <p>新たに「第5章 再発防止策」を起章し、部会や報告書により分散して記載されていた「再発防止策」に関する内容を、第5章に集約して記載する。</p> <p>第5章は、「事故後に講じられた事故等防止策」（原因関係者により講じられた措置、国土交通大臣等により講じられた施策）、「今後必要とされる事故等防止策」（当委員会が今後必要と考える再発防止策）により構成することを基本とする。</p> <p>なお、第5章で記載した勧告・意見等に係る内容は、別途起章し、掲載する。</p> | <p>平成24年4月以降に審議入りする案件から実施</p> |

2. 適時適切な情報発信

(1) 国内外に対し勧告や意見の発出、事実情報の提供などの情報発信をタイムリーかつ積極的に行う。

| ①<事故等の再発防止に資する情報発信のあり方（提言関係）> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|----------|------------------|-------------|-------------|----|-----|----------|---------------|----|----|-----|----------|------------------|----|----|----|----------|------|----|--|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>「原因究明のための調査を行わせる」とされていた8条機関（航空・鉄道事故調査委員会）から、「原因究明のための調査」を行い、「国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める」、主体性の高い3条機関となった運輸安全委員会は、これまで以上にタイムリーで積極的な情報発信（勧告や意見の発出、事実情報の提供等）を行い、より一層運輸の安全の向上に寄与することが求められている。</p> <p>当委員会設置（H20.10）以降で</p> | <p>現行の提言制度を積極的に活用する（1.～4.参照）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>根拠</th> <th>時期</th> <th>対象</th> <th>フォローアップ報告法定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勧告</td> <td>設置法</td> <td>事故等調査終了後</td> <td>国交大臣 原因関係者</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>意見</td> <td>設置法</td> <td>調査途中段階も可</td> <td>国交大臣 関係行政機関の長</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>所見</td> <td>運用</td> <td>事故等調査終了後</td> <td>制約なし</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> | | 根拠 | 時期 | 対象 | フォローアップ報告法定 | 勧告 | 設置法 | 事故等調査終了後 | 国交大臣 原因関係者 | あり | 意見 | 設置法 | 調査途中段階も可 | 国交大臣 関係行政機関の長 | なし | 所見 | 運用 | 事故等調査終了後 | 制約なし | なし | |
| | | 根拠 | 時期 | 対象 | フォローアップ報告法定 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 勧告 | 設置法 | 事故等調査終了後 | 国交大臣 原因関係者 | あり | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 意見 | 設置法 | 調査途中段階も可 | 国交大臣 関係行政機関の長 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所見 | 運用 | 事故等調査終了後 | 制約なし | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|-------------|-----------|-----------------|-------------------------|-----------------|---|
| <p>は、</p> <p>(1) 当委員会に新たな機能として加わった原因関係者への勧告を行う。(下表参照)</p> <p>(2) 事故調時代実績のなかった関係行政機関の長への意見を述べる。(下表参照)</p> <p>(3) 従前から調査途中段階における行政機関への情報発信(不安全事故等)を行っていたが、新たに委員長定例記者会見を実施することとし、この会見を通じて同情報を紹介し、ホームページに掲載するなどして、情報の水平展開に努める。(4件の事故等で実施)</p> <p>(4) 勧告に基づき原因関係者が講じた措置について、直近の委員長定例記者会見で紹介し、ホームページに掲載するなどして、情報の水平展開に努める。(3件の事故等で実施)</p> <p>(5) 地方公共団体等に対する所見を記述した事故調査報告書について所管官庁に対してその内容の周知を依頼する。(1件の事故で実施)</p> <p>などの取組みを実施してきた。</p> <p>しかしながら、国土交通大臣への「勧告」や調査途中段階での同大臣、関係行政機関の長への「意見」については、当委員会設置以降実績がない等、現行法制度を十分に活用し切れているか運用面での検討課題が残されている。</p> | <p>安全勧告</p> | <p>条約</p> | <p>調査途中段階も可</p> | <p>制約なし</p> | <p>あり(航空のみ)</p> | <p>1. 調査途中段階における行政機関への安全情報の発信</p> <p>(1) 情報提供の指針を策定 「(案)周知すべき緊急性が高い不安全事故要素が判明した段階で速やかに情報提供を行う」</p> <p>(2) 行政機関に対する情報提供の根拠を明確化するため、事故等調査実施要領通則を改正し、上記(1)の指針を規定として盛り込む。</p> <p>(3) 現在、既に行っている行政機関への情報提供を引き続き適時適切に実施する。</p> <p>2. 調査途中段階における関係事業者等への安全情報の発信</p> <p>行政機関に情報提供を行った場合には、原則として直近の委員長記者会見で紹介するとともに、ホームページに掲載し、不安全事故等の水平展開を図る。</p> <p>3. 調査終了後における関係事業者等への安全情報の発信</p> <p>勧告に基づき講じた施策又は措置の状況について国土交通大臣からの通報又は原因関係者からの報告があった場合には、原則として直近の委員長記者会見で紹介するとともに、ホームページに掲載し、情報の水平展開を図る。</p> <p>4. よりタイムリーかつ積極的な勧告、意見等の発信</p> <p>(1) 運輸安全委員会のミッション、「勧告や意見の発信、事実情報の提供などの情報発信を通じて必要な施策又は措置の実施を求める」を受け、よりタイムリーかつ積極的に勧告、意見等を発信し、一層効果的な再発防止、被害の軽減に資する。 なお、今後、「勧告」、「意見」及び「所見」について、以下のとおり取り扱うこととする。</p> |
| | <p>情報提供</p> | <p>運用</p> | <p>調査途中段階</p> | <p>国交省各局 関係行政機関</p> | <p>なし</p> | |

表 過去4年間の年別提言実績数

| 提言 | 年 | 航空 | 鉄道 | 船舶 |
|-----------|--------|----|----|----|
| 勧告(国交大臣) | H21～23 | 0 | 0 | 0 |
| | H24 | 1 | 0 | 0 |
| 勧告(原因関係者) | H21 | 0 | 0 | 0 |
| | H22 | 0 | 0 | 0 |
| | H23 | 0 | 1 | 2 |
| | H24 | 0 | 1 | 6 |
| 安全勧告 | H21 | 3 | — | 0 |
| | H22 | 1 | — | 0 |
| | H23 | 0 | — | 9 |
| | H24 | 1 | — | 2 |
| 意見(国交) | H21 | 1 | 1 | 0 |

○ 国土交通大臣、又は原因関係者へ

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----------------|-----|---|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|--------------------|-----|---|---|---|-----|---|---|---|-----|---|---|---|--------------------|----------------|---|---|---|-----|---|---|---|----|-----|---|---|---|-----|---|---|----|-----|---|---|----|-----|---|---|----|---|---|---|
| <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">大臣)</td> <td>H22</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">意見 (関係行政 機関)</td> <td>H21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">意見 (調査途中 段階)</td> <td>H21 ～ 23</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所見</td> <td>H21</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>33</td> </tr> </table> <p>なお、現行法制度では国土交通大臣及び関係行政機関の長に実施できる事故等調査の途中段階における「意見」は、原因関係者には実施できないことなど、情報発信をより積極的に進めていこうとする中で、法制度のあり方について検討を要する事項もある。</p> | 大臣) | H22 | 0 | 0 | 1 | H23 | 1 | 0 | 2 | H24 | 1 | 0 | 4 | 意見 (関係行政 機関) | H21 | 0 | 0 | 1 | H22 | 0 | 0 | 0 | H23 | 0 | 0 | 3 | 意見 (調査途中 段階) | H21 ～ 23 | 0 | 0 | 0 | H24 | 0 | 0 | 2 | 所見 | H21 | 3 | 0 | 5 | H22 | 2 | 5 | 18 | H23 | 2 | 2 | 46 | H24 | 2 | 2 | 33 | 告 | <p>の「勧告」は、「事故等調査を終えた場合」、すなわち、当該事故等調査報告書（最終報告書）の公表時に併せて発出する。</p> <p>○ その際、最終報告書の「4章 結論」の中の「原因」又は「その他安全上重要な事項（仮）」に基づき、それらに対する改善策を求めるもの（講ずべき施策（措置））について、「勧告」として発出する。</p> | <p>○ 調査途中段階における国交大臣、関係行政機関の長への提言は、「意見」として述べる。</p> <p>○ 調査終了時における「勧告」以外の施策等の提言は、関係地方公共団体を除き、「意見」として述べる。</p> <p>○ 個別の事故等調査によらず、委員会が必要と認めるときに発出する国交大臣、関係行政機関の長への提言は、すべて「意見」として述べる。</p> <p>○ 「意見」の報告徴収については、各機関の対応を尊重し、講じた施策等について、当該機関の報道資料（HP）等にリンクを貼る等して、国民に周知できるようフォローアップに努める。</p> |
| | | 大臣) | H22 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | H23 | 1 | 0 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | H24 | | 1 | 0 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 意見 (関係行政 機関) | H21 | 0 | 0 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H22 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H23 | 0 | 0 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 意見 (調査途中 段階) | H21 ～ 23 | 0 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H24 | 0 | 0 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所見 | H21 | 3 | 0 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H22 | 2 | 5 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H23 | 2 | 2 | 46 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | H24 | 2 | 2 | 33 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 意見 | <p>○ 調査途中段階における国交大臣、関係行政機関の長への提言は、「意見」として述べる。</p> <p>○ 調査終了時における「勧告」以外の施策等の提言は、関係地方公共団体を除き、「意見」として述べる。</p> <p>○ 個別の事故等調査によらず、委員会が必要と認めるときに発出する国交大臣、関係行政機関の長への提言は、すべて「意見」として述べる。</p> <p>○ 「意見」の報告徴収については、各機関の対応を尊重し、講じた施策等について、当該機関の報道資料（HP）等にリンクを貼る等して、国民に周知できるようフォローアップに努める。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 所見 | <p>○ 行政機関への提言は、すべて「勧告」又は「意見」を用い、原因関係者（行政機関を除く）への提言は、すべて「勧告」を用いて発出するものとし、制度として明確な規定のない「所見」は、以下のような特別な場合を除き、今後は用いないものとする。</p> <p>○ 関係地方公共団体、又は同種の事業者・関係団体等（原因関係者ではない者）に提言を行う場合には、原則、所管官庁への「勧告」又は「意見」の中に、その内容（指導、助言、周知等）を書き込むものとし、所管官庁がない場合など特別な場合にのみ「所見」として述べるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>なお、上記の提言を積極的に実施するため、委員会・部会は、初動報告・スケルトン報告・報告書案審議等の各段階において可能性の考えられる提言（改善策）を必ず検討するものとする。</p> <p>(2) 関係団体・関係業界への情報発信を強化する。</p> <p>① 委員長定例記者会見等での周知</p> <p>② 講習会における啓発活動</p> <p>③ 報告書公表時に、関係事業者・関係団体等への説明実施</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|----------------------|
| | <p>(3) 提言（勧告、安全勧告、意見）に係るフォローアップの状況を可能な限りホームページ等を用いて紹介し、当委員会の業務サイクル（原因究明→提言→安全対策）を可視化する。</p> <p>※運輸安全委員会の HP に関する内外の利用者の意見を聞いて、充実・改善の参考とする。</p> <p>（再掲 2. (1) ④ 1. 参照）</p> <p>5. なお、前記 4. の実績を踏まえつつ、併せて提言制度の方向性について、検討を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因関係者に対する意見陳述 ・地方公共団体の長に対する意見陳述 ・調査途中段階における勧告 ・関係行政機関の長（原因関係者の場合を除く）に対する勧告 ・勧告に基づく施策・措置の公表についての法制化 | 5. 今後の方向性の検討 検討継続 |
| ②<社会的に関心の高い事故が発生した際の発生直後からの情報発信> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>事故発生直後の情報提供について、現状は、主管調査官が現地で取材に応ずる形で対応している。社会的関心の高い事故については、平成 21 年 12 月から進捗状況報告を実施することとしており、委員長定例記者会見を始めてからは事故発生から 1 週間で実施した例がある。</p> <p>事故発生直後からの情報提供は、調査状況を知りたいという国民の要望に応えるとともに、調査の透明性を確保する観点からも必要である。</p> <p>社会的関心の高い事故については、広く国民に伝えるためにも、委員長又は委員が積極的に直接情報発信することが重要である。</p> | <p>1. 社会的関心の高い事故が発生した際には、可能な限り発生直後に委員長又は委員が現地から情報発信を行うこととする。</p> <p>2. 情報発信の概要</p> <p>(1) 対象事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事故の態様を踏まえつつ、事故毎に、委員長が部会長、事務局長、総務課長及び首席事故調査官の意見を聞いて決める。 ② 近年の事例では、（航空）「那覇空港中華航空機火災事故（H19.8 発生）」「成田空港 FDX 機着陸失敗炎上事故（H21.3 発生）」（鉄道）「JR 西日本福知山線列車脱線事故（H17.4 発生）」「JR 東日本羽越線列車脱線事故（H17.12 発生）」「JR 北海道石勝線列車脱線事故（H23.5 発生）」（船舶）「第十一天竜丸転覆事故（H23.8 発生）」が該当すると考えられる。 <p>(2) 記者会見の時期及び発表内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 可能な限り早い時期（事故当日か翌日） 主な発表内容：派遣した主管調査官等のリスト、事故の調査事項及び大きな調査方針 ② 事故発生から 2、3 日後以降 主な発表内容：事故の調査状況、判明した事実（確実かつ重要なもの）及び今後の調査予定 | 1. 実施中 |

| ③＜委員長による定期的な情報発信＞ | | |
|---|--|----------------------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>平成 23 年 7 月までは、委員長による定期的な記者会見は行っていなかった。また、月に 1 回、記者会の要望により、その月に公表する事故調査報告書等について部会長等による記者レクを行っていたが、その場では、一部社会的に関心の高い事故等の調査進捗状況公表を除き、調査・審議中の案件についての状況等については説明をしていなかった。</p> | <p>1. 毎月 1 度、委員長の定例記者会見を行うこととした。平成 23 年 8 月 24 日に第 1 回を開催して以後、毎月開催している。</p> <p>2. 定例記者会見は、次の要領で行っている。</p> <p>(1) 実施日：原則として毎月第 4 水曜日 14:00～</p> <p>(2) 場所：国土交通省 5 階会見室</p> <p>(3) 会見事項：</p> <p>① 事故等調査の進捗状況</p> <p>② 事故等防止及び事故被害の軽減のための情報</p> <p>③ 勧告等に基づき、関係行政機関等又は原因関係者で講じられた施策・措置</p> <p>④ 年次報告、統計資料</p> <p>⑤ その他、委員長が必要と認めたもの</p> <p>3. 従来から公表報告書について行っている記者レクにおいて、委員長から報告書に付された勧告等を紹介している。</p> <p>4. 委員長記者会見の改善の参考とするため、国土交通省記者会の記者に、これまでの会見に対する感想、改善点・要望についてのアンケートを行った。今後、アンケート結果を参考として、順次改善に努める。</p> <p><参考> 定例記者会見で取り上げた事項は概略以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全委員会の業務改善について ・事故等調査の進捗状況 <p>旅客船第十一天竜丸沈没事故(H23.8 発生)(2 回)、JR 北海道石勝線列車脱線事故(H23.5 発生)(2 回)、航大帯広分校訓練機墜落事故(H23.7 発生)、北海道エアシステム機奥尻空港上空における重大インシデント(H23.6 発生)、エアニッポン機浜松沖上空における重大インシデント(H23.9 発生)、四国航空機(回転翼航空機)火災事故(H23.9 発生)(2 回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の過程で判明した事実のうち、関係機関に提供した安全情報 <p>ケミカルタンカー日祥丸乗組員死傷事故(H23.6 発生)、北海道エアシステム機奥尻空港上空における重大インシデント(H23.6 発生)、JR 西日本山陽線舞子駅鉄道人身障害事故(H22.12 発生)、航大帯広分校訓練機墜落事故(H23.7 発生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原因関係者が勧告に基づいて講じた措置の状況 <p>遊漁船しぶさき 10 号沈没事故、長崎電気軌道(株)大浦支線における重大インシデント、旅客船第九十八あんえい号旅客</p> | <p>1. 実施中 (平成 23 年 8 月～)</p> |

| 負傷事故 | | |
|--|---|--|
| ④<個別事故の記者レク資料等の公開等によるホームページの充実> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>ホームページ（HP）の既存のコンテンツについて、利用者の利便性といった観点から改善が必要である。</p> <p>また、委員会の基礎情報等について、HPに情報提供できないか。例えば、記者レク時の説明用に作成・使用している資料は、一般向けに開示していないが、HPに掲載して一般にも広く開示し、より有効に活用すべきである。</p> | <p>1. 運輸安全委員会のHPに関する内外の利用者の意見を聞いて、充実・改善の参考とする。</p> <p>2. 昨年実施した職員アンケートによる意見・アイデアについては、内容を吟味し、採用可能なものから順次改善する。</p> <p>3. また、委員会の基礎情報については、他省庁のHPや諸外国の調査機関のHP等も参考にしつつ追加するコンテンツを決定していく。なお、追加する情報については、引き続きHP掲載の環境が整ったものから順次掲載する。</p> <p>4. 記者レク時の説明用に作成・使用する資料については、今後HPに掲載する。</p> <p>※提言（勧告、安全勧告、意見）に係るフォローアップの状況を可能な限りホームページ等を用いて紹介し、当委員会の業務サイクル（原因究明→提言→安全対策）を可視化する。 （再掲 2.（1）①4.（3）参照）</p> | <p>1. 職員アンケート結果の内容検討 平成24年4月まで 一般利用者へのアンケートの実施 平成24年6月まで</p> <p>2. 追加コンテンツの検討 平成24年8月まで</p> <p>3. 基礎情報のHPへの掲載 順次実施中</p> <p>4. 記者レク資料のHP掲載 平成24年4月公表分から</p> |
| ⑤<ニュースレターほか情報ツールの内容の充実・再検討> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>現行ニュースレターにおいては、委員会全体の活動等に関わるトピックスと、事故等事例の紹介とが併載されており、再発防止・啓発を目的とするものか、PR活動を目的とするものなのか、必ずしも役割が明確になっていない。</p> <p>広報の観点からは、一般に当委員会の認知度が低いという問題意識から、活動内容やQ&Aなどをもっと紹介していきたいという意図がある。</p> | <p>統計分析や類似事例を取りまとめた各種ツールや海外向け情報発信ツールの確保は必要との認識に立った上で、広く一般に周知すべき当委員会のPR活動を中心としたツールと、統計・分析及び事故等事例紹介を内容とし、再発防止・啓発を目的としたツールとに分けることとし、以下のとおり実施する。</p> <p>1. 委員会の活動全体にかかるPR事項、HP更新情報、公表事案、コラム等をHP及びメールマガジン等に掲載する。 <PR活動等></p> <p>2. 現行ニュースレター形式を維持しつつ、各モードごと、またはモード共通のテーマについて特集し、紹介すべき事例、統計に基づく分析など内容を充実させる。 <事例紹介、分析集></p> | <p>1. 及び2. PR活動等及び事例紹介、分析集の発行 平成24年4月以降、早期に実施</p> |

| | | |
|---|--|---|
| <p>委員会の1年間の活動全般を取りまとめた運輸安全委員会年報については、日本語版に加え海外向け情報発信ツールとして、英語版の作成を検討する必要がある。</p> <p>地方事務所においては、平成22年より管轄区域内における船舶事故等の防止に資するため、地方版分析集を作成しているが、周知啓発が必ずしも十分でないことから、情報発信について、さらなる充実を図る必要がある。</p> | <p>3. 運輸安全委員会年報については、英語版作成を発刊計画に加え、編集、作成する。</p> <p>4. 各地方事務所作成の地方版分析集について、内容の充実及びその周知啓発活動を積極的に行う。</p> | <p>3. 運輸安全委員会年報の発刊 平成24年7月末までに実施 (英語版)平成24年12月末までに実施</p> <p>4. 地方版分析集の充実 平成24年中の実績についてレビューを行う</p> |
| <p>⑥<安全に資する情報の提供></p> | | |
| <p>現状及び問題意識</p> <p>これまで公表してきた報告書の教訓等について、安全運航(行)に直接的な責任を負う事業者、その中において輸送の安全を確保する安全統括管理者、実際に操縦・運転する者など様々な関係者において、それぞれどのように利用されているか把握するとともに、これら教訓等がより活用されるよう、その提供方法について検討する必要がある。</p> <p>その際、東京のみならず全国8か所の地方事務所と連携のうえ、効果的に提供する必要がある。</p> | <p>具体的な対応策</p> <p>1. 運輸安全委員会が発足後4年の間に蓄積した船舶事故等のデータを利用し、船舶事故等の発生場所を地図上に重ね合わせビジュアルに見ることができる「船舶事故ハザードマップ」システムをインターネットサービスとして提供する。</p> <p>また、外航船、内航船、旅客船、漁船、プレジャーボートなど、同一水面を利用しているが、各船種間において安全に関する情報が十分に共有されていない状況にあることを踏まえ、事故再発防止の観点から、船舶事故等の発生場所に係る情報に加え、各地方事務所作成の地方版分析集、さらには関係行政機関・団体と連携のうえ、気象データ、漁場の位置図、AISデータによる交通量等の安全上有益な情報を一覧できるようにする。</p> <p>なお、本システムの構築にあたっては、海事関係団体・事業者等(約50団体)と意見の交換を行った。</p> <p>2. 今後の課題 (1) 利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海事関係団体・事業者等への積極的な周知 「海の月間」における各海事関連のイベントや各団体による安全講習会等への積極的な参加や機関紙・広報パンフレット等への掲載 ・関係行政機関との情報共有や業界団体等の実際に利用するものとの意見交換 ・個々のユーザー(漁船、プレジャーボート)における使用方法やこれらの者に対する有効な使用・周知方法についての検討 ※海事関係者との意見交換により得られた気づき、ニーズ等を踏まえ、本システムのさらなる改善に | <p>実施時期</p> <p>1. 平成25年5月ころ運用予定</p> <p>2. 平成25年4月以降に順次検討</p> |

| | | |
|--|--|-------|
| | <p>活かす。</p> <p>(2) 機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザード情報の追加（船内の労働災害、機関の取扱いに関する情報等） ・英語版ページの作成 ・スマートフォン、タブレット端末への対応 | |
| ⑦<海外向けの情報発信> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>運輸安全委員会においては、航空、鉄道、船舶の各モードにおいて、公平、中立の立場から、科学的な見地に基づき、原因究明と再発防止のための調査を実施している。</p> <p>これらの事故調査により得られた教訓については、国内のみならず海外においても同種事故の防止の貴重な資料になると考えられる。</p> <p>そのため、教訓の効果的な活用方法について検討するとともに、海外への情報発信を強化することにより、世界から信頼される事故調査機関として、国際的プレゼンスの向上を図る必要がある。</p> | <p>1. 事故等調査によって得られた教訓をまとめたダイジェストの翻訳作業を進め、順次、ホームページでの公表、メールマガジン配信サービスによる配信、海外メディアへの配信等を通じて更に周知を行う。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号「船舶事故分析集“船舶内作業に関連する死傷等事故”の防止に向けて」（平成24年12月10日発行） ・第5号「航空事故分析集“小型機事故の防止に向けて”」（平成25年4月発行予定） | 逐次実施中 |
| | <p>2. ITSA（国際運輸安全連合）、ICAO（国際民間航空機関）、IMO（国際海事機関）等の国際機関や各種国際セミナー等において、我が国の事故等調査の概要や得られた教訓について積極的に紹介する。</p> | 逐次実施中 |
| | <p>3. 現在、各国はIMOに対して、国際航海に従事する総トン数500t以上の船舶に係る事故等調査報告書を提出することとされている。一方、運輸安全委員会においては、漁船などの小型船に係る事故等を含め、年間1,000件程度の船舶事故等を調査している。</p> <p>国際的な海上安全のさらなる向上を図るため、IMOに提出する調査報告書の範囲を拡大し、小型船に係る事故等についても有益な教訓については、積極的に情報発信する。</p> | 逐次実施中 |
| | <p>4. 鉄道事故等の調査報告書のうち、社会的影響が大きいもの（JR福知山線脱線事故など）について英語に翻訳し、ホームページに掲載する。</p> <p>(参考)</p> <p>現在、平成27年度の商用飛行に向けた国産旅客機の開発が進められていることを踏まえ、設計製造国としての責務を果たすため、調査能力の強化についても検討する。</p> | 作業中 |
| ⑧<海外の事故等調査情報等の収集及び当該情報の国内向け情報発信> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 海外の事故等調査情報等のうち、同種事故等の再発防止の観点 | 海外の主要な事故調査報告書等を抽出して、事故等の概要等を翻訳し、ホームペー | 作業中 |

| | | |
|---|----------|--|
| から有益なものについては、これを積極的に収集し、国内の関係者に周知していく必要がある。 | ジ等で紹介する。 | |
|---|----------|--|

(2) 事故調査の透明性確保の観点から情報の開示に努める。

| ①<基礎データの開示> | | |
|---|--|---|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>従前においては、解析を委託した際の報告書記載のデータについて、重要なもののみ報告書に記載していたが、最近においては、解析報告書の全文を添付するなど、調査に関して収集され、事故調査報告書の作成に使用された情報のうち、報告書に記載された計算の元データについては、個人情報、企業機密に関するものを除き、原則として全て報告書に掲載しているところ。</p> <p>事故等の原因を解析するために不可欠ではなく報告書の記載量が増えて読みづらくなる等の理由から報告書に掲載されていない基礎データについても、事故調査関連情報の外部での有効活用や信頼性の確保といった観点から、開示できるものは積極的に開示する必要はないか。</p> <p>なお、公表していない基礎データの情報開示請求があった場合は、関係法令及び審査基準に基づき、個人情報、企業機密に関するもの等を除き、その都度個別に対応している。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後とも、個人情報、企業機密に関するものを除き、事故等の原因を解析するために不可欠な計算の元データは、引き続き報告書へ掲載していく。 2. 報告書作成に使用した委託調査の資料（成果品）で報告書に全てのデータを掲載していないものについて、個人情報、企業機密に関するものを除き、公表することとする。なお、公表資料の選定、委員会（部会）における手続きなど、公表にあたっての具体的方法について、引き続き検討する。 3. その他、事故等の原因を解析するために不可欠ではなく報告書の記載量が増えて読みづらくなる等の理由から報告書に掲載されていない基礎データ（例えば、気象データ、機器の諸元、各種記録装置のデータ、写真など）については、個人情報、企業機密に関するものを除き、引き続き個別に情報公開請求に対応していく。 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 実施中 2. 平成 24 年 4 月まで 3. 引き続き求めに応じて公開 |
| ②<委員会審議の更なる透明性確保> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>（議事録の詳細化）</p> <p>現行作成している議事録は、公文書管理法等に基づき、委員会（部会を含む。）における意思決定に至る過程等を議事概要としてまとめている。</p> <p>さらに詳細な議事録の作成に当たっては、以下の問題点等にも考慮が必要である。</p> <p>委員会における発言に対して、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどにより、審議に支障が出ることも懸念される。</p> <p>また、詳細な議事録作成には、大幅な事務負担の増加が見込まれる。</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1. 審議における意思決定の過程及びその経緯等について議事録に記載することは、審議の透明性の確保又は事後に検証する上で必要となるものであることから、以下のように対応する。 2. 委員会（部会を含む。）審議のうち、重要、かつ本質的な部分について、委員ごとの発言部分を要領筆記した詳細な議事録を作成する方向で検討することとし、平成23年11月の各部会から詳細化した議事録作成の試行を開始した。 3. ワーキングチームにおいて、試行結果（平成23年11月～平成24年3月までの5ヶ月分）を検討（特に、議事録に盛り込む審議内容、様式など） 4. 議事録のまとめ方、体制の整備などを | <ol style="list-style-type: none"> 2. 実施済み 3. 平成24年4月に実施 4. 平成24年5月 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>一方、議事録を詳細化することにより、委員の発言に責任を持つと共に、審議の更なる透明性が確保できるのではないか。</p> <p>(一部部会の公開検討) 委員会の一部を公開することで、運輸の安全に対する社会の認識を深めるとともに、審議の透明性が更に確保できるのではないか。</p> <p>諸外国の事故調査機関では、米国家運輸安全委員会(NTSB)が、唯一公開している。</p> | <p>踏まえた第2次試行の実施、検証(平成24年5月～9月)</p> <p>5. 詳細な議事録の運用開始</p> <p>1. 機密情報保護の問題、報告書公表のあり方等、諸問題を整理し、公開の是非を検討する。</p> | <p>から実施</p> <p>5. 平成24年10月から実施</p> <p>1. 継続検討</p> |
|---|---|---|

3. 被害者への配慮

(1) 被害者やそのご家族、ご遺族に対し、事故調査に関する情報を適時適切に提供する。

| ①<被害者等への情報提供等> | | |
|--|--|--------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>被害者等への事故調査情報の提供については、これまで必要に応じて個別に対応していた。</p> <p>また平成23年4月には情報提供窓口を設置したところであるが、対応について具体的かつ体系的な整理はなされていなかった。</p> <p>このため、情報提供の対象や内容等について早期に整理・確認し、運輸安全委員会が一体となって支援する体制を確立することが重要である。</p> <p>(注) 被害者等とは、被害者及びその家族又は遺族をいう。</p> | <p>以下の内容を盛り込んだ「被害者等情報提供マニュアル」を作成し、対応する。</p> <p>1. 情報提供の対象者 原則として、旅客が死亡又は行方不明となった事故若しくは複数の旅客が重傷を負った事故における被害者及びその家族又は遺族を対象とし、被害者等の心情に配慮し、適時適切に情報提供を行うこととする。</p> <p>但し、上記事故以外の被害者等から情報提供の要望があった場合は、上記に準じた情報提供を行うこととする。</p> <p>2. 情報提供の内容 (1)マスコミへ公表する事実情報や調査の進捗状況 (2)事故調査報告書(経過報告書、最終報告書)</p> <p>3. その他 ○事故調査に係る情報提供窓口設置について、可能な限り早期に被害者等へ連絡。 ○被害者等の要望により、報告書に関する説明を実施。 ○国土交通省「公共交通事故被害者支援室」との連携。</p> | <p>平成24年4月から実施</p> |
| ②<能力向上のための研修等の充実>(再掲) | | |
| 4. (1) ①参照 | | |

(2) 被害者やそのご家族、ご遺族からのご意見などに丁寧に対応する。

| ①<被害者等からのご意見への適切な対応> | | |
|--------------------------------------|---|-----------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>被害者等からのご意見などに丁寧に対応するため、これらのご意</p> | <p>1. 被害者等の気づきなどについては、情報提供窓口が被害者等に寄り添い、話を</p> | <p>1. 平成24年4月から実施</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>見を組織として共有するとともに、情報提供窓口職員等の教育・研修による資質の向上を図ることも必要である。</p> | <p>お聞きし、適切に部会に報告するものとする。</p> <p>2. コミュニケーション能力の向上等に資する研修等の受講。</p> <p>3. 報告書公表後も、被害者等との連絡を密にし、情報提供等に努める。</p> <p>4. 地方事務所も情報の窓口として、東京と一体的に対応する。</p> | <p>2. 平成 24 年度中に実施</p> <p>3. 実施中</p> <p>4. 平成 24 年 4 月から実施</p> |
| <p>②<能力向上のための研修等の充実> (再掲)</p> | | |
| <p>4. (1) ①参照</p> | | |

4. 組織基盤の充実

(1) 調査手法に対する総合的な理解をはじめとした個々の能力の向上に努める。

| <p>①<能力向上のための研修等の充実></p> | | |
|---|--|--|
| <p>現状及び問題意識</p> | <p>具体的な対応策</p> | <p>実施時期</p> |
| <p>現在、事故調査官の研修は、モードごとに専門分野の研修を実施している。</p> <p>航空調査官：シミュレータによる研修(小型機、回転翼機、航空管制)、航空機の整備に関する基礎研修など。</p> <p>鉄道調査官：踏切保安、軌道回路・管理、車両技術、軌道構造の設計・施工・保守の研修など。</p> <p>船舶調査官：VDR・GPS の回収・解析に関する研修、船舶の乗船研修、船舶工学、条約・法令の基礎研修など。</p> <p>事故調査官に対する研修については、各モード横断的にコミュニケーションやプレゼンテーションなどの基礎的な研修が必要である。</p> <p>その他にもヒューマンファクター分析手法などの事故調査の方法論について、より充実した研修が必要である。</p> <p>国外での研修は、クランフィールド大学(英国)や米国国家運輸安全委員会(NTSB)の事故調査官基礎研修に毎年2名程度の事故調査官を参加させているが、今後も積極的に参加させ、その成果を組織内で共有・活用できる体制にする必</p> | <p>1. 職員の資質向上のため平成23年度においては、外部講師による次の研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故調査における各種分析手法 ・分かりやすい文章の技術 ・マスコミから見た事故調査の広報 ・被害者・遺族と事故調査～被害者等の思いと事故調査への期待～ ・過去における重大事故の調査体験 <p>2. 研修協議会を設置して平成24年度研修計画を策定し、以下の研修を順次実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より徹底した原因調査のためのコミュニケーション、プレゼンテーション、コンプライアンス、ヒューマンファクター分析手法などの研修 ・被害者等に対する情報提供のためのコミュニケーション能力向上の研修 ・被害者等からの事故調査への気づきに関する講演の開催 ・国外研修 ・地方事務所職員に対する航空、鉄道事故の初動調査の概要、手法等の研修 ・その他の専門研修 <p>3. 運輸安全委員会事務局職員の研修に関する通達の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の航空事故調査官研修要領(H20.10.1運委参第14号)、鉄道事故調査官研修要領(H20.10.1運委参第15号)を廃止し、船舶事故調査官及び事務官を含めた全職員に関する研修要領を策定 | <p>2. 平成 24 年 4 月上旬に研修協議会を開催</p> <p>3. 平成 24 年 10 月までに実施</p> |

| | | |
|--|--|--|
| 要がある。 | | |
| ②<特に重大な事故への対応訓練（シミュレーション）の実施> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>航空モードでは平成 16、17 年度に、鉄道モードでは平成 16 年度に特に重大な事故への対応訓練を実施したが、平成 20 年度の運輸安全委員会発足後は、船舶モードを加えた 3 モードのいずれにおいてもこうした訓練を実施していない。</p> <p>特に重大な事故が発生した場合に、事故調査の実施や情報の収集・連絡・報告、広報対応、被害者等への情報提供等が的確かつ円滑に実施できるよう、当該事故を想定した訓練を行い、実際の対応に備えるとともに、事故調査の実施等の対応が円滑にできるかどうか、「特に重大な事故対応要領」の検証も含めた確認を行うことが必要である。</p> <p>また、過去の事故対応経験を組織全体で共有し、今後の対応に活かしていくことも重要である。</p> | <p>1. 各対応事項について「特に重大な事故対応要領」を整備する。</p> <p>2. 各モード持ち回りで、おおむね半年毎に特に重大な事故への対応訓練を実施する。なお、対応訓練の結果、「特に重大な事故対応要領」で改善を要すること等が明らかとなれば、適宜見直しを行う。</p> <p>3. 重大事故に対応した経験を有する調査官 OB の講演を実施する等、過去の事故対応経験について組織全体での共有化を図る。</p> <p>(参考) 平成 24 年 3 月 2 日（金）、航空事故を想定して訓練を実施した。 今後、訓練の実施結果を基に「特に重大な事故対応要領」の改善を図り、次回以降の訓練の参考とする。</p> <p>また、研修の一環として平成 24 年 3 月 16 日（金）に、2 名の航空事故調査官 OB による過去の重大事故の経験について講演を実施し、事故への対応の重要性を改めて確認した。</p> | <p>1. 実施済み</p> <p>2. 順次実施</p> <p>3. 順次実施</p> |

(2) 組織全体が活性化するよう、自由に意見を交換し、問題を共有できる組織づくりに努める。

| | | |
|---|--|----------------|
| ①<運輸安全委員会のミッション・行動指針の設定> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>運輸安全委員会設置法の目的は、「航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行うとともに、これらの調査の結果に基づき国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求める運輸安全委員会を設置し、もって航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故が発生した場合における被害の軽減に寄与すること」であり、運輸安全委員会自身の目的も、これに準じたものであると考えられるが、運輸安全委員会としてこれまで組織としての目的を明確に定めてこなかった。</p> <p>今後、委員・職員一人一人が組織の使命を明確に自覚し、これに従って適切に行動していくため</p> | <p>1. 運輸安全委員会のミッション・行動指針を策定し、委員・職員に通知するとともに運輸安全委員会ウェブサイトで公表する。</p> | <p>1. 実施済み</p> |

| | | |
|---|---|--|
| に、運輸安全委員会のミッション・行動指針を設定することが重要である。 | | |
| ②<シンボルマーク等の設定> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>運輸安全委員会は設置後3年を経過するが、シンボルマークはまだ設定されていない。</p> <p>国内外に運輸安全委員会への理解を一層深めてもらうとともに、運輸安全委員会の役割と取組みに関してより関心を持ってもらえるよう、また、委員・職員の一体感の形成のために、運輸安全委員会としてシンボルマークを設定することが重要である。</p> | <p>1. 委員・職員からの公募及び投票により、シンボルマークを設定する。</p> <p>2. シンボルマークは、国内外の会議やイベント会場（ポスター等）、ウェブサイトや公表資料、封筒その他様々な場面で幅広く活用して運輸安全委員会をアピールしていく。</p> | 1. 実施済み |
| ③<モード間の情報交流> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>モード間で調査手法等の共有が不足している。共有することで各モードの事故調査等に活用できるのではないか。</p> | <p>1. モード横断的にワーキングチームを設置し、事故調査マニュアルの改善等情報交換や業務改善方を検討する。</p> | 1. 実施中 |
| ④<地方事務所の強化> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| <p>組織基盤を充実するため、地方事務所の強化を図ることが重要であり、調査の進め方の改善、資質向上のための研修の実施を行うことが必要である。</p> | <p>(再掲)</p> <p>1. 地方事故調査官の調査対象である船舶事故等の処理に当たっては、審議の効率化の改善を図る。(1. (2) ① 5. 参照)</p> <p>2. 各地方事務所作成の地方版分析集について、内容の充実及びその周知啓発活動を積極的に行う。(2. (1) ⑤ 4. 参照)</p> <p>3. 地方事務所も被害者等の気付きなどの情報の窓口として、東京と一体的に対応する。(3. (2) ① 4. 参照)</p> <p>4. より徹底した原因調査のためのコミュニケーション、プレゼンテーション、コンプライアンス、ヒューマンファクター分析手法などの研修(4. (1) ① 2. 参照)</p> <p>5. 地方事務所職員に対する航空、鉄道事故の初動調査の概要、手法等の研修(4. (1) ① 2. 参照)</p> | <p>1. 平成 24 年 4 月から試行</p> <p>2. 平成 24 年中の実績についてレビューを行う</p> <p>3. 平成 24 年 4 月から実施</p> <p>4. 順次実施</p> <p>5. 順次実施</p> |

アクションプランのフォローアップ及び改定

| ①<アクションプランのフォローアップ> | | |
|--|---|------------------------|
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| ミッションの実現のため、アクションプランを確実に実施する必要がある。 | 1. 24年度以降も有識者会議を継続的に開催し、年2～3回のフォローアップを実施する。 | 1. 原則、年2～3回実施する（不断に実施） |
| ②<アクションプランの改訂> | | |
| 現状及び問題意識 | 具体的な対応策 | 実施時期 |
| 業務改善の過程において不断の見直しを行い、アクションプランを改訂する必要がある。 | 1. アクションプランは、業務改善の過程において、新規テーマの追加等、改訂の必要が生じた場合には、速やかに改訂を実施する。 | 1. 随時 |

4 不断の業務改善について

運輸安全委員会では、今回策定した業務改善アクションプランを着実に実行し、かつ、適時適切に見直しするとともに、その過程を有識者会議にてフォローアップしていただくこととします。

なお、最終報告書の検証、有識者会議、ミッション及び行動指針、業務改善アクションプランは、運輸安全委員会ホームページで公表しております。

5 航空機の種別発生件数の推移(航空事故)

(件)

| 航空機の 種類 発生年 | 飛行機 | | | 回転翼航空機 | | 滑空機 | 飛行船 | 計 |
|-------------------|-----|-----|------------|------------|--------------|-----|-----|----|
| | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | | | |
| 昭和 49 年 | 8 | 15 | 0 | 17 | 1 | 8 | 0 | 49 |
| 昭和 50 年 | 3 | 16 | 0 | 16 | 0 | 8 | 0 | 43 |
| 昭和 51 年 | 9 | 26 | 0 | 14 | 0 | 7 | 0 | 56 |
| 昭和 52 年 | 5 | 12 | 0 | 16 | 1 | 5 | 0 | 39 |
| 昭和 53 年 | 4 | 10 | 0 | 18 | 1 | 6 | 0 | 39 |
| 昭和 54 年 | 8 | 14 | 0 | 20 | 1 | 6 | 1 | 50 |
| 昭和 55 年 | 5 | 11 | 0 | 22 | 0 | 3 | 0 | 41 |
| 昭和 56 年 | 3 | 10 | 1 | 18 | 0 | 8 | 0 | 40 |
| 昭和 57 年 | 3 | 16 | 0 | 9 | 1 | 7 | 0 | 36 |
| 昭和 58 年 | 4 | 13 | 10 | 12 | 0 | 7 | 0 | 46 |
| 昭和 59 年 | 4 | 5 | 6 | 13 | 1 | 3 | 0 | 32 |
| 昭和 60 年 | 5 | 11 | 6 | 15 | 0 | 4 | 0 | 41 |
| 昭和 61 年 | 4 | 12 | 14 | 15 | 3 | 4 | 0 | 52 |
| 昭和 62 年 | 8 | 17 | 8 | 8 | 1 | 3 | 0 | 45 |
| 昭和 63 年 | 5 | 6 | 7 | 12 | 2 | 3 | 1 | 36 |
| 平成 元年 | 2 | 6 | 11 | 9 | 1 | 12 | 0 | 41 |
| 平成 2 年 | 3 | 11 | 9 | 16 | 2 | 7 | 0 | 48 |
| 平成 3 年 | 2 | 10 | 6 | 19 | 0 | 7 | 0 | 44 |
| 平成 4 年 | 3 | 5 | 5 | 7 | 0 | 4 | 0 | 24 |
| 平成 5 年 | 4 | 5 | 3 | 17 | 1 | 2 | 0 | 32 |
| 平成 6 年 | 3 | 4 | 8 | 13 | 0 | 2 | 0 | 30 |
| 平成 7 年 | 4 | 7 | 10 | 6 | 0 | 1 | 0 | 28 |
| 平成 8 年 | 8 | 11 | 5 | 8 | 0 | 4 | 0 | 36 |
| 平成 9 年 | 3 | 11 | 3 | 8 | 2 | 3 | 0 | 30 |
| 平成 10 年 | 4 | 14 | 5 | 6 | 1 | 6 | 0 | 36 |
| 平成 11 年 | 1 | 9 | 5 | 7 | 1 | 5 | 0 | 28 |
| 平成 12 年 | 1 | 5 | 5 | 11 | 1 | 5 | 0 | 28 |
| 平成 13 年 | 2 | 5 | 2 | 8 | 0 | 4 | 0 | 21 |
| 平成 14 年 | 4 | 4 | 5 | 15 | 0 | 7 | 0 | 35 |
| 平成 15 年 | 2 | 10 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 18 |
| 平成 16 年 | 4 | 11 | 2 | 6 | 1 | 3 | 0 | 27 |
| 平成 17 年 | 1 | 8 | 0 | 7 | 0 | 7 | 0 | 23 |
| 平成 18 年 | 3 | 3 | 4 | 2 | 1 | 5 | 0 | 18 |

(件)

| 航空機の 種類 発生年 | 飛行機 | | | 回転翼航空機 | | 滑空機 | 飛行船 | 計 |
|-------------------|-----|-----|------------|------------|--------------|-----|-----|-------|
| | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | | | |
| 平成 19 年 | 5 | 3 | 4 | 7 | 0 | 4 | 0 | 23 |
| 平成 20 年 | 3 | 6 | 2 | 3 | 0 | 3 | 0 | 17 |
| 平成 21 年 | 6 | 2 | 1 | 7 | 0 | 3 | 0 | 19 |
| 平成 22 年 | 0 | 4 | 2 | 4 | 0 | 2 | 0 | 12 |
| 平成 23 年 | 1 | 8 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 14 |
| 平成 24 年 | 8 | 3 | 2 | 4 | 0 | 1 | 0 | 18 |
| 計 | 155 | 359 | 155 | 419 | 23 | 182 | 2 | 1,295 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。

6 航空機の種類別発生件数の推移(航空重大インシデント)

(件)

| 航空機の 種類 発生年 | 飛行機 | | | 回転翼航空機 | | 滑空機 | 飛行船 | 計 |
|-------------------|-----|-----|------------|------------|--------------|-----|-----|-----|
| | 大型機 | 小型機 | 超軽量 動力機 | ヘリ コプター | ジャイロ プレーン | | | |
| 平成 13 年 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 14 年 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 平成 15 年 | 7 | 1 | 4 | 2 | 0 | 1 | 0 | 15 |
| 平成 16 年 | 5 | 3 | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 平成 17 年 | 10 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 平成 18 年 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 19 年 | 6 | 2 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 12 |
| 平成 20 年 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 平成 21 年 | 4 | 5 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 平成 22 年 | 7 | 1 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 12 |
| 平成 23 年 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 平成 24 年 | 4 | 2 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 10 |
| 計 | 58 | 21 | 16 | 13 | 0 | 4 | 0 | 112 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
 2. 大型機とは、最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機のことをいう。
 3. 小型機とは、最大離陸重量が 5,700kg 以下の超軽量動力機を除く飛行機のことをいう。
 4. 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

7 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道事故)

(件)

| 事故等 種類 発生年 | 鉄 道 | | | | | | | 軌 道 | | | | | | | 計 |
|------------------|----------|----------|----------|--------------|--------------|------------------------|------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------|-----|
| | 列車 衝突 | 列車 脱線 | 列車 火災 | 踏 切 障害 | 道 路 障害 | 鉄 道 人 身 障害 | 鉄 道 物 損 | 車 両 衝突 | 車 両 脱線 | 車 両 火災 | 踏 切 障害 | 道 路 障害 | 人 身 障害 | 物 損 | |
| 平成 13 年 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 平成 14 年 | 1 | 14 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 平成 15 年 | 1 | 20 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 23 |
| 平成 16 年 | 0 | 18 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| 平成 17 年 | 2 | 20 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 |
| 平成 18 年 | 1 | 13 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 平成 19 年 | 0 | 12 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 19 |
| 平成 20 年 | 0 | 7 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 平成 21 年 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 平成 22 年 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 |
| 平成 23 年 | 0 | 12 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 |
| 平成 24 年 | 0 | 13 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 20 |
| 計 | 5 | 144 | 11 | 12 | 0 | 10 | 2 | 1 | 6 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 194 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
2. 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

8 調査対象の事故等種類別発生件数の推移(鉄道重大インシデント)

(件)

| 事故等 種類 発生年 | 鉄 道 | | | | | | | | | 軌 道 | | | | | | | 計 | |
|------------------|-----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|-------------|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------------------|---|-------------|
| | 閉 そ く 違 反 | 信 号 違 反 | 信 号 冒 進 | 本 線 逸 走 | 工 事 違 反 | 車 両 脱 線 | 施 設 障 害 | 車 両 障 害 | 危 険 物 漏 え い | そ の 他 | 保 安 方 式 違 反 | 信 号 冒 進 | 本 線 逸 走 | 施 設 障 害 | 車 両 障 害 | 危 険 物 漏 え い | | そ の 他 |
| 平成 13 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成 14 年 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 15 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成 16 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成 17 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 18 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 19 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 平成 20 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 21 年 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 平成 22 年 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 平成 23 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 平成 24 年 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 計 | 1 | 7 | 0 | 0 | 6 | 2 | 1 | 19 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 39 |

- (注) 1. 航空・鉄道事故調査委員会の取扱い件数を含む。
2. 平成 13 年の件数は、10 月以降のもの。

9 水域別発生件数(船舶事故等)

(件)

| 発生年 | 領海内 | | | 領海外 | 合計 |
|-------|-------|--------|------|-----|-------|
| | 特定港 | 12海里以内 | 湖・河川 | | |
| 平成19年 | | 3 | | | 3 |
| 平成20年 | 224 | 578 | 15 | 56 | 873 |
| 平成21年 | 325 | 1,081 | 34 | 82 | 1,522 |
| 平成22年 | 292 | 922 | 38 | 82 | 1,334 |
| 平成23年 | 229 | 789 | 28 | 79 | 1,125 |
| 平成24年 | 214 | 803 | 31 | 52 | 1,100 |
| 計 | 1,284 | 4,176 | 146 | 351 | 5,957 |

(注) 平成25年4月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

10 事故等種類別発生件数(船舶事故等)

(件)

| 発生年 | 船舶事故 | | | | | | | | | | | 船舶インシデント | | | | 計 |
|-------|-------|-------|-------|----|----|-----|-----|----|-------|-----|-----|----------|----|------|------|-------|
| | 衝突 | 衝突(単) | 乗揚 | 沈没 | 浸水 | 転覆 | 火災 | 爆発 | 施設等損傷 | 死傷等 | その他 | 運航不能 | 座洲 | 安全阻害 | 運航阻害 | |
| 平成19年 | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | 3 |
| 平成20年 | 181 | 101 | 255 | 12 | 4 | 28 | 15 | 3 | 30 | 61 | | 54 | 34 | 8 | 87 | 873 |
| 平成21年 | 325 | 174 | 431 | 16 | 19 | 57 | 42 | 3 | 38 | 218 | 2 | 105 | 33 | | 59 | 1,522 |
| 平成22年 | 356 | 180 | 369 | 15 | 18 | 50 | 35 | 2 | 26 | 146 | | 83 | 16 | | 38 | 1,334 |
| 平成23年 | 282 | 145 | 264 | 12 | 18 | 57 | 32 | 1 | 23 | 141 | 1 | 103 | 10 | 1 | 35 | 1,125 |
| 平成24年 | 245 | 127 | 260 | 5 | 21 | 55 | 43 | 2 | 34 | 155 | | 109 | 5 | 4 | 35 | 1,100 |
| 計 | 1,389 | 728 | 1,581 | 60 | 80 | 247 | 167 | 11 | 151 | 721 | 3 | 454 | 98 | 13 | 254 | 5,957 |

(注) 1. 平成25年4月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

2. 死傷等は、死亡、死傷、行方不明、負傷事故の件数である。

11 船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| 船舶種類 発生年 | 旅客船 | 貨物船 | タンカー | 漁船 | 引船・押船 | 遊漁船 | 瀬渡船 | 作業船 | 非自航船 | 公用船 | プレジャーボート | オートバイ水上 | その他 | 計 |
|-------------|-----|-------|------|-------|-------|-----|-----|-----|------|-----|----------|---------|-----|-------|
| 平成19年 | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | 3 |
| 平成20年 | 55 | 318 | 55 | 308 | 98 | 28 | 6 | 27 | 60 | 11 | 125 | 31 | 7 | 1,129 |
| 平成21年 | 103 | 480 | 83 | 605 | 163 | 39 | 6 | 35 | 104 | 40 | 249 | 65 | 22 | 1,994 |
| 平成22年 | 99 | 399 | 105 | 555 | 123 | 53 | 6 | 48 | 82 | 24 | 251 | 66 | 18 | 1,829 |
| 平成23年 | 68 | 285 | 105 | 503 | 89 | 38 | 6 | 29 | 50 | 16 | 250 | 46 | 21 | 1,506 |
| 平成24年 | 75 | 293 | 70 | 456 | 90 | 36 | 6 | 35 | 59 | 12 | 243 | 58 | 12 | 1,445 |
| 計 | 402 | 1,776 | 418 | 2,427 | 563 | 194 | 30 | 174 | 355 | 103 | 1,118 | 266 | 80 | 7,906 |

(注) 平成25年4月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

12 トン数別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| トン数 発生年 | 20 トン未満 | 20～ 100 トン未満 | 100～ 200 トン未満 | 200～ 500 トン未満 | 500～ 1,600 トン未満 | 1,600～ 3,000 トン未満 | 3,000～ 5,000 トン未満 | 5,000～ 10,000 トン未満 | 10,000～ 30,000 トン未満 | 30,000 トン以上 | 不詳 | 計 |
|------------|------------|--------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|----------------|-----|-------|
| 平成19年 | 1 | | | 1 | | | | | | | 1 | 3 |
| 平成20年 | 486 | 52 | 139 | 216 | 77 | 24 | 16 | 17 | 10 | 15 | 77 | 1,129 |
| 平成21年 | 903 | 89 | 230 | 288 | 116 | 42 | 34 | 49 | 30 | 14 | 199 | 1,994 |
| 平成22年 | 900 | 86 | 175 | 261 | 128 | 36 | 37 | 39 | 25 | 24 | 118 | 1,829 |
| 平成23年 | 822 | 59 | 142 | 194 | 101 | 39 | 18 | 32 | 21 | 17 | 61 | 1,506 |
| 平成24年 | 679 | 51 | 127 | 190 | 78 | 33 | 20 | 38 | 23 | 21 | 185 | 1,445 |
| 計 | 3,791 | 337 | 813 | 1,150 | 500 | 174 | 125 | 175 | 109 | 91 | 641 | 7,906 |

(注) 平成25年4月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの(海難審判庁から引き継いだ事故を含む)。

13 平成 24 年 事故等種類・船舶の種類別発生隻数(船舶事故等)

(隻)

| 事故等 種類 船舶 種類 | 船舶事故 | | | | | | | | | | | 船舶インシデント | | | | 計 |
|---------------------------|--------|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------------------|-------------|-------------|------------------|--------|------------------|------------------|-------|
| | 衝 突 | 衝 突 (単 一) | 乗 揚 | 沈 没 | 浸 水 | 転 覆 | 火 災 | 爆 発 | 施 設 等 損 傷 | 死 傷 等 | そ の 他 | 運 航 不 能 | 座 洲 | 安 全 阻 害 | 運 航 阻 害 | |
| 旅客船 | 9 | 14 | 11 | | 3 | | 4 | | 1 | 16 | | 5 | | 1 | 11 | 75 |
| 貨物船 | 111 | 42 | 88 | | 4 | | 8 | 1 | 8 | 8 | | 16 | 3 | 1 | 3 | 293 |
| タンカー | 26 | 11 | 10 | | 1 | | | | 1 | 5 | | 10 | 1 | | 5 | 70 |
| 漁船 | 198 | 22 | 48 | | 8 | 25 | 24 | 1 | 6 | 70 | 1 | 43 | | | 10 | 456 |
| 引船・押船 | 31 | 12 | 28 | 2 | 1 | 2 | 1 | | 2 | 4 | | 6 | | 1 | | 90 |
| 遊漁船 | 20 | 3 | 4 | | | | 2 | | 1 | 3 | | 2 | | 1 | | 36 |
| 瀬渡船 | | 3 | 3 | | | | | | | | | | | | | 6 |
| 作業船 | 17 | 3 | 10 | 3 | | 1 | 1 | | | | | | | | | 35 |
| 非自航船 | 20 | 8 | 23 | | 1 | 1 | 1 | | | 3 | | 1 | | 1 | | 59 |
| 公用船 | 3 | 1 | 3 | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | | | | 12 |
| プレジャー ボート | 71 | 12 | 59 | 3 | 4 | 27 | 1 | | 15 | 25 | | 19 | 1 | | 6 | 243 |
| 水上 オートバイ | 15 | 5 | 3 | | | | 1 | | | 27 | | 7 | | | | 58 |
| その他 | 8 | 1 | | | | 1 | | | 1 | 1 | | | | | | 12 |
| 計 | 529 | 137 | 290 | 8 | 22 | 58 | 44 | 2 | 36 | 163 | 1 | 110 | 5 | 5 | 35 | 1,445 |

- (注) 1. 平成 25 年 4 月末現在、運輸安全委員会の調査対象としたもの。
2. 死傷等は、死亡、死傷、行方不明、負傷事故の件数である。